

みやぎ飲食店コロナ対策認証制度認証店 代表者 殿

宮城県環境生活部食と暮らしの安全推進課長
(公 印 省 略)

「選ぶ！選ばれる!!みやぎ飲食店コロナ対策認証制度」認証店一斉調査の実施及び感染対策の再徹底について（通知）

新型コロナウイルス感染症の拡大防止への取組につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

本県では、飲食店利用者の増加が見込まれる年末年始の新型コロナウイルス感染拡大防止を図るため、認証店における感染対策及び認証基準の遵守状況を確認し、認証店における感染対策の更なる向上を図ることを目的に、本制度要綱第10（店舗確認等）及び第11（認証事業者の責務）の規定により、下記のとおり一斉調査を実施します。

つきましては、貴店における調査について、御協力くださるようお願いいたします。

あわせて、冬季は気温が低下することから、換気が十分に行われず、感染リスクが高まる恐れがあります。ドアや窓の一部を開放して外気を取り入れる等、引き続き適切に換気を実施いただき、年末年始に向けて感染対策を再徹底いただくようお願いいたします。

記

1 調査期間

令和3年11月1日（月）から令和4年1月31日（月）まで

2 調査対象

令和3年10月15日までに認証を取得したすべての認証店

3 調査の流れ

- (1) 調査員が店舗を訪問（原則、事前連絡は行いません。）
- (2) 調査員が店内を確認し、認証基準が遵守されているかチェック
概ね15分程度を予定していますが、状況によって前後する場合があります。また、店舗側は常時同席いただく必要はありませんが、調査員からの質問等には対応願います。
- (3) 調査結果について、調査員が書面で店舗に手渡し
- (4) 調査終了

4 調査対象エリア等の公表

調査対象エリア別の訪問時期の目安については、認証制度ホームページで公表します。

[\(https://miyagi-ninsho.jp/\)](https://miyagi-ninsho.jp/)

5 その他

- (1) 調査は、県職員又は株式会社サーベイリサーチセンターの調査員が実施します。
- (2) 原則、ピーク時を避けた営業時間中の訪問を予定しています。御不在の場合は、再度訪問します。
- (3) 調査の結果、基準の不遵守が顕著な場合や調査に十分に御協力いただけなかった場合等は、再調査を実施することがあります。
- (4) 今後の感染状況によっては、調査期間が変更となる場合があります。

(参考：「選ぶ！選ばれる!!みやぎ飲食店コロナ対策認証制度」要綱（抜粋）)

(店舗確認等)

第10 知事（その委託を受けた者を含む。）は、必要があると認めるときは、事前の通知なしに、その職員等をして、認証店舗を確認し、認証に係る感染防止策の実施状況を点検させ、報告を行わせることができるものとする。

(認証事業者の責務)

第11 認証事業者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 認証に係る感染防止策を誠実に実施し、及びその従業員に実施を徹底させること。
- (2) 認証マークの適正な使用及び管理を行うこと。
- (3) 知事等が行う認証店舗に係る確認に協力すること。

【問い合わせ先】

(調査に関すること)

みやぎ飲食店コロナ対策認証制度調査事務局
TEL：022-200-7050

(認証制度全般に関すること)

宮城県食と暮らしの安全推進課飲食店認証チーム
TEL：022-211-3941